

県営住宅駐車場使用料等の減免及び徴収猶予要綱

(趣 旨)

第1条 この要綱は、神奈川県県営住宅条例（平成9年神奈川県条例第36号。以下「条例」という。）第61条並びに神奈川県県営住宅条例施行規則（平成10年神奈川県規則第4号。以下「施行規則」という。）第44条（駐車場使用料の減免）、同第47条（駐車場使用料の徴収猶予）及び同第50条（保証金の減免及び徴収猶予）に関して必要な事項を定めるものとする。

(駐車場使用料の減免割合等)

第2条 施行規則第44条第3項により定める駐車場使用料の減免割合は、施行規則第43条第1項各号のいずれかに該当する駐車場使用者の世帯の収入分位について、次に掲げる表の左欄の区分に応じ右欄の割合とする。

収入分位区分	減免割合
収入分位 0～15%以下	100%（免除）
収入分位 15～25%以下	50%
収入分位 25～40%以下	20%

- 2 駐車場使用料の減免が承認された者に係る駐車場使用料は、減免前の駐車場使用料から当該駐車場使用料に前項の減免割合を乗じて得た額（以下「減免額」という。）を控除した額とする。
- 3 前項による減免額に100円未満の端数を生じた場合は、端数を切り上げる。

(駐車場使用料の減免の適用除外)

第3条 駐車場使用者が、条例第64条第1項各号のいずれかに該当する場合には、駐車場使用料の減免を受けることができない。

(駐車場使用料の減免申請手続)

第4条 施行規則第44条第2項に定める減免を受けることができる事由に該当することを証する書類とは、車検証の写、運転免許証の写及び次の各号に掲げる書類とする。

- (1) 施行規則第43条第1項第1号に該当する者（以下「歩行困難者」という。）については、身体障害者手帳の写し又は下肢に係る障害の級別が1級から4級までに該当する者と同程度の障害があることを証明する書類。
- (2) 施行規則第43条第1項第2号に該当する者については、当該歩行困難者と生計を一にする者であること及び専ら当該歩行困難者のために自動車を保有し、かつ、当該歩行困難者のために運転することを証明する書類。
- (3) 施行規則第43条第1項第3号に該当する者については、同条同項第1号又は第2号と同等の事由が認められることを証明する書類。

(駐車場使用料の減免の承認等)

第5条 住宅営繕事務所長（以下「所長」という。）は、施行規則第44条第2項の申請書の提出があった場合は、その内容を審査し、理由があると認めるときは、県営住宅駐車場使用料減免承認書（第1号様式）により、また、理由がないとするときは県営住宅駐車場使用料減免不承認通知書（第2号様式）により、駐車場使用者に通知するものとする。

(駐車場使用料の減免期間)

第6条 施行規則第44条第3項により定める駐車場使用料の減免期間は、4月から翌年3月末までの1年間とする。ただし、新規申請に係る減免期間は、承認した月から新たに到来する3月末までとする。

2 前項に規定する減免の期間は、申請により更新することができる。

(駐車場使用料の減免更新申請)

第7条 減免期間満了後引き続き減免を受けようとする者は、減免期間が満了する日の属する月の月末までに改めて施行規則第44条第2項の申請手続きをとらなければならない。

(駐車場使用料の減免の取消)

第8条 所長は、施行規則第45条第2項、同第46条第2項及び第3項の規定により駐車場使用料の減免承認を取り消したときは、県営住宅駐車場使用料減免取消通知書（第3号様式）により通知するものとする。

(駐車場使用料の徴収猶予)

第9条 所長は、施行規則第47条第2項の申請書の提出があった場合は、その内容を審査し、理由があると認めるときは、県営住宅駐車場使用料徴収猶予承認書（第4号様式）により、また、理由がないとするときは県営住宅駐車場使用料徴収猶予不承認通知書（第5号様式）により、駐車場使用者に通知する。

(駐車場使用料の徴収猶予の取消)

第10条 所長は、施行規則第48条第2項の規定により駐車場使用料の徴収猶予を取り消したときは、県営住宅駐車場使用料徴収猶予取消通知書（第6号様式）により通知する。

(駐車場使用料の徴収猶予基準)

第11条 駐車場使用料の徴収猶予基準については、別に定めるものとする。

(保証金の減免割合等)

第12条 条例第63条第2項において準用する条例第22条第2項に規定する保証金の減免割合は、駐車場使用者の世帯の収入月額について、次に掲げる表の左欄の区分に応じ右欄の割合とする。

収入月額	減免割合
0円～40,000円	100%（減免）
40,001円～80,000円	50%（1月分）

2 保証金の減免が承認された者に係る保証金は、減免前の保証金（駐車場使用料が減免されている者にあつては、減免後の駐車場使用料の2月分の額。）から当該保証金に前項の減免割合を乗じて得た額を控除した額とする。

(保証金の減免（徴収猶予）申請手続)

第13条 施行規則第50条第1項により保証金の減免（徴収猶予）を受けようとする者は、県営住宅駐車場保証金減免（徴収猶予）申請書に世帯の収入の額を証明する書類を添付しなければならない。

(保証金の減免（徴収猶予）)

第14条 所長は、施行規則第50条第1項により保証金の減免（徴収猶予）申請があつた場合

は、その内容を審査し、理由があると認めるときは、県営住宅駐車場保証金減免（徴収猶予）承認書（第7号様式）により、また、理由がないとするときは県営住宅駐車場保証金減免（徴収猶予）不承認通知書（第8号様式）により、駐車場使用者に通知する。

（保証金の徴収猶予基準）

第15条 保証金の徴収猶予基準については、別に定めるものとする。

附 則

- 1 この要綱は、平成10年4月1日から施行する。
- 2 公営住宅法施行令の一部を改正する政令（平成19年政令第391号）第2条第1項に定める収入分位区分に変更のない者に係る駐車場使用料の減免割合については、同表の減免割合の欄に定める数値にかかわらず、駐車場使用料の急激な上昇を緩和するため、減免が承認された者に係る駐車場使用料を次の表のとおり5年の間で段階的に引き上げる措置を講じて適用するものとする。

項目 区分	収入分位 (金額区分)	改正後 の 本来 減免率	経過措置				
			平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度
第1・2分位	0円～123千円	100%	100%	100%	100%	100%	100%
	123千円を超え 153千円	50%	90%	80%	70%	60%	50%
第3・4分位	153千円を超え 158千円	50%	50%	50%	50%	50%	50%
	158千円を超え 200千円	20%	44%	38%	32%	26%	20%
第5・6分位	200千円を超え 214千円	20%	20%	20%	20%	20%	20%
	214千円を超え 268千円	0%	16%	12%	8%	4%	0%
第7・8分位	268千円を超え 313千円	0%	0%	0%	0%	0%	0%

備考1 経過措置の期間中に収入分位が変動した場合は、以後変動先の収入分位の経過措置を適用する。

2 第3条の規定に基づく減免の不適用者は、経過措置も不適用であり、不適用の措置解除後は、備考は適用されない。

附 則

この要綱は、平成12年10月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成17年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成17年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成21年4月1日から施行する。

県営住宅駐車場使用料減免承認書

年 月 日

住宅の名称

住宅番号

使用者氏名 様

駐車場番号

神奈川県住宅営繕事務所長 印

年 月 日付けで申請のありました県営住宅駐車場使用料の減免を、次のとおり承認します。

1 減免期間 年 月分から 年 月分まで

2 減免割合等 免除・減額（ %）減額後の使用料額 円

（減額前の使用料額

円）

備考

- 住宅家賃又は減額された駐車場使用料を滞納した場合には、駐車場使用が取消されることがあります。
- 減免事由が消滅した場合は、速やかにその旨を届け出てください。
- 2の届を提出しないまま駐車場使用料の減免を受けた場合には、減免事由の消滅時にさかのぼって減免を取り消され、支払うべき駐車場使用料の額と減免後の駐車場使用料の額との差額を追加徴収されることがあります。
- 減免期間の満了後、継続して減免を受けようとするときは、減免期間の満了する月の末日までに減免申請をしてください。

県営住宅駐車場使用料減免不承認通知書

年 月 日

住宅の名称

住宅番号

使用者氏名

様

駐車場番号

神奈川県住宅営繕事務所長 印

年 月 日付けで申請のありました県営住宅駐車場使用料の減免については、
不承認とします。

不承認の理由

県営住宅駐車場使用料減免取消通知書

年 月 日

住宅の名称

住宅番号

使用者氏名 様

駐車場番号

神奈川県住宅営繕事務所長 印

先に承認した県営住宅駐車場使用料の減免については、取り消します。

1 取消年月日 年 月 日

2 取消の理由

3 取消後の駐車場使用料 円（ 年 月分から）

（取消前 円）

県営住宅駐車場使用料徴収猶予承認書

年 月 日

住宅の名称

住宅番号

使用者氏名

様

駐車場番号

神奈川県住宅営繕事務所長 印

年 月 日付けで申請のありました県営住宅駐車場使用料の徴収猶予を、次のとおり承認します。

- 1 徴収猶予する駐車場使用料（月額） 円
- 2 徴収猶予期間及び金額 年 月分から
年 月分まで 計 円
- 3 徴収猶予した金額の納付方法

備考

- 1 徴収猶予の期間は、6ヶ月を超えることはありません。
- 2 徴収猶予期間が満了したときは、速やかに徴収猶予されていた額を納付してください。
- 3 徴収猶予を受けた事由が消滅した場合は、速やかにその旨を届け出てください。
- 4 徴収猶予期間内にその事由が消滅したとき又は徴収猶予の理由がないことが判明したときは、徴収猶予を取消します。この場合は、速やかに徴収猶予されていた額を納付してください。

県営住宅駐車場使用料徴収猶予不承認通知書

年 月 日

住宅の名称

住宅番号

使用者氏名

様

駐車場番号

神奈川県住宅営繕事務所長 印

年 月 日付けで申請のありました県営住宅駐車場使用料の徴収猶予については、不承認とします。

不承認の理由

県営住宅駐車場使用料徴収猶予取消通知書

年 月 日

住宅の名称

住宅番号

使用者氏名 様

駐車場番号

神奈川県住宅営繕事務所長 印

先に承認した、県営住宅駐車場使用料の徴収猶予については取り消します。

1 取消年月日 年 月 日

2 取消理由

県営住宅駐車場保証金減免（徴収猶予）承認書

年 月 日

住宅の名称
住宅番号
使用者氏名 様
駐車場番号

神奈川県住宅営繕事務所長 印

年 月 日付けで申請のありました県営住宅駐車場保証金の減免（徴収猶予）を、次のとおり承認します。

1 減免割合等 免除・減額（ %）減額後の保証金額 円
（減額前の保証金額 円）

2 徴収猶予期間及び猶予金額 年 月から
年 月まで 計 円

3 徴収猶予した金額の納付方法

備考

- 徴収猶予の期間は、6ヶ月を超えることはありません。
- 徴収猶予期間が満了したときは、速やかに徴収猶予されていた額を納付してください。
- 徴収猶予を受けた事由が消滅した場合は、速やかにその旨を届け出てください。
- 徴収猶予期間内にその事由が消滅したとき又は徴収猶予の理由がないことが判明したときは、徴収猶予を取消します。この場合は、速やかに徴収猶予されていた額を納付してください。

県営住宅駐車場保証金減免（徴収猶予）不承認通知書

年 月 日

住宅の名称

住宅番号

使用者氏名

様

駐車場番号

神奈川県住宅営繕事務所長 印

年 月 日付けで申請のありました県営住宅駐車場保証金の徴収猶予については、不承認とします。

不承認の理由